

調査報告書【概要】（公表版）

1. 詳細調査委員会設置に至る経緯

- ・令和3年12月20日に寒河江市立中学校の生徒（以下「当該生徒」とする）が自死し、亡くなる重大事態が発生した。当該中学校では背景調査を行い、令和4年2月23日に「基本調査報告書」を作成、市教委とともに遺族に報告を行った。
- ・「基本調査報告書」では令和3年7月から10月の期間に当該生徒に対するいじめの事実が認められたこと、10月以降は加害者と当該生徒との間にほとんど関わりがなくなり12月にかけて少しずついじめの解消に向かいつつあったことが報告された。
- ・報告を受けた遺族から第三者による詳細調査の要望が出されたため、令和4年6月24日に寒河江市いじめ問題対策専門委員会内に詳細調査委員会が設置されることとなった。

2. 詳細調査委員会における非公開での審議と報告書の公表に至った経緯

- ・詳細調査委員会では、関係者全員の生命および人権の尊重を最優先する方針を確認した上で、同種の事態の再発防止に向けた提言を行うことを目的としていじめに関する調査を行い、いじめと自死の関係について検証を行うこととなった。
- ・自死の事実を周囲に知られたくないとの当初の遺族のご意向と、調査を行う過程で生徒の自殺の連鎖を起してはならないという詳細調査委員会の方針により本詳細調査委員会の活動を非公開で進めてきた。
- ・令和5年1月に実施した聴き取り調査で確認した結果、報告書を公表しても関係者の生命を危険にさらす可能性はなくなったと判断した。また、遺族からも同意が得られたことから令和5年6月15日に寒河江市教育委員会に提出した本報告書の公開版を寒河江市ホームページで公表することとした。

3. 報告書の概要

- ・当該生徒および交際していた生徒（以下「生徒A」とする）に対する同じクラスの生徒による無視行為及び言葉による精神的な攻撃行為をいじめとして事実認定した。
- ・当該生徒の自死に至る経緯を検討し、当該生徒が生徒Aとの交際関係にのめり込むことで周囲の同級生との間に生じた心理的隔たりと軋轢による孤立感を抱いたこと、および、当該生徒が自分の欲求を抑圧して「よい行い」をしたり逆に抑圧された欲求を噴出させる形で自分が受け入れられるかどうかの確認行動を取ったりしたことの相乗効果が自死以外の解決策が考えられない視野狭窄をもたらしたと考察した。
- ・重大事態とのつながりについては、仮に、いじめが発生しなかったか早期に解消されたとしても当該生徒の自死につながる孤立感が解消されたとは言い難いと結論づけた。
- ・再発防止に関する提言として、いじめについては短期的にはアサーティブ・コミュニケーションやアンガーマネジメントのスキルを向上する学習活動の実施を、長期的には地域学校協働活動と実践的な人権教育およびICT教育を通じた実践的な情報モラル教育の推進といった地域ぐるみの学校づくりと並行して児童生徒が互いの成長に向けて支え合う学級づくりとホワイトボード・ミーティング®を用いた日常のコミュニケーションの充実に取り組むことを提言した。また、重大事態については短期的には自殺予防教育およびデートDV防止啓発などを、長期的には学校の教職員以外の人々も含めた複数の目で生徒の成長を長期的な視点から見守りながら児童生徒が安心安全に過ごせる学校づくりを行うことを提言した。